

国立国会図書館における インターネット情報の収集制度化

国立国会図書館 川西晶大

国立国会図書館

インターネット情報収集のいま

- ▶ インターネット情報選択的蓄積事業(WARP)
<http://warp.ndl.go.jp/>
- ▶ クローラによってウェブサイト及び電子雑誌を収集、蓄積
- ▶ 発信者の許諾が必要
- ▶ 国、地方公共団体の機関、大学、イベント等のウェブサイトを集集
- ▶ 統合された自治体、大学などのウェブサイトも保存
- ▶ 平成14年から開始
- ▶ ウェブサイト約2,400タイトル、電子雑誌約1,900タイトル
(平成21年5月現在)

国立国会図書館

インターネット情報収集の意義

- ▶ 情報流通の手段が「出版」から「インターネット」へ
- ▶ 紙・ディスク 50年、100年先まで残る(納本制度)
インターネット 残ることが保障されない
文化資源が散逸する危機
- ▶ 納本機関として、インターネット情報の収集に努める責務
- ▶ 許諾による任意的収集ではなく、制度による一律の収集を

国立国会図書館

インターネット情報収集制度化の経緯

- ▶ 平成11年 納本制度調査会答申
パッケージ系電子出版物(CD-ROMなど)の納本
- ▶ 平成16年12月 納本制度審議会答申
ネットワーク系電子出版物を収集する制度を検討
- ▶ 平成17年 制度案の公表、意見募集
問題点が多く、検討を一時中断

国立国会図書館

インターネット情報収集制度化の問題点

- ▶ 収集範囲に関するコンセンサス
「2ちゃんねるまで集めるのか」
- ▶ 収集した情報のインターネット提供
情報の混同に関する懸念、情報産業への影響
- ▶ 「言論の萎縮」論
発信者側にどれほど「publish」の意識があるのか？

国立国会図書館

現在の制度化案の概要

- ▶ 収集範囲は国、独立行政法人、地方公共団体、国立大学法人など
納本制度とのアナロジー
- ▶ 制度に伴う著作権制限は収集に関する部分だけ
インターネット経由の提供とは切り離して考える。
- ▶ 収集拒否の制度は置かない
ただし、「猶予」の取り扱いをする。

国立国会図書館

インターネット提供はしないのか

- ▶ インターネット提供は許諾ベースで行う
- ▶ 収集したインターネット情報は「図書館資料」と考える他の「図書館資料」のインターネット提供と同様
- ▶ 「図書館資料」全体をどのようにインターネットで提供するかという枠組みで考える必要

国立国会図書館

なぜ国、地方公共団体等だけか

- ▶ 収集範囲に関するコンセンサスの問題
それではどこで区切るのか。
区分が明確であるか。合理的な理由があるか。
- ▶ 納本制度
官庁出版物 無償、複数部数
民間出版物 代償金、1部のみ
「国会の図書館」としての性格上、官庁出版物には民間出版物に上乗せした意義が認められている。

国立国会図書館

「猶予」とは何か？

- ▶ 国内でアーカイブを二重に持つ必要は(必ずしも)ない
- ▶ 長期保存を掲げるアーカイブであれば、国立国会図書館との合意により、当分収集対象としないという考え方
- ▶ 最終的には(事業終了時など)、国立国会図書館で保存する。

国立国会図書館

「猶予」のバリエーション

- ▶ 「猶予」の内容は合意によるため、様々なバリエーションが考えられる。
- ▶ 例えば、
 - ・ 定期的にバックアップを国立国会図書館に送る
 - ・ 掲載から一定の期間経過後のものに限り収集する
 - ・ PORTAとの連携を行う など
- ▶ 合意のための協議において、話し合っていきたい。

国立国会図書館

私立大学、民間研究所などの学術情報は？

- ▶ 協力をいただきながら蓄積保存のための連携を進めていきたい。
- ▶ 国立大学、独立行政法人等との「猶予」合意と整合するような形を想定
- ▶ 具体的にどのような枠組みになるのか？
大学、NII、JSTなど関係機関との協議で検討していきたい。

国立国会図書館

現在の制度化案の概要 (図)

